

仕 様 書

1 リース車両の構造及び装備品について

		項 目
構 造	車 種	小型貨物自動車（ライトバン）
	車 体 色	白色またはシルバー
	年 式	令和7年式または令和8年度
	使 用 燃 料	ガソリン（ハイブリッド）
	排 気 量	1500cc程度
	ミ ッ シ ョ ン	A/T
	駆 動 方 式	2WD
	車 高	指定なし
	定 員	5名
装 備 品	外 装 等	ホイール付きスタッドレスタイヤ
		パワーステアリング
		リアワイパー
		パワーウィンドウ（運転席・助手席に必ず装備）
		サイドバイザー
		ナンバー枠
	内 装 等	エアコン
		エアバック（運転席・助手席に必ず装備）
		A B S
		衝突被害軽減ブレーキ
		集中ドアロック
		フロアマット
		マッドガード
		三角停止表示板
		荷台マット
		ビニールシートカバー
		ETC 車載器
		カーナビゲーション（TVチューナーなし）ビルトインタイプ
		ドライブレコーダー（フロント）
		バックカメラ
そ の 他	新車が契約始期までに調達できない場合は、新車納入までの期間、代車（同等クラスの車両）を手配すること。	
	代車は、次の内容以上の任意保険に加入していること。 （1）対人補償 無制限（自賠償保険含む）、（2）対物補償 無制限（免責なし）、（3）車両保険 時価（免責なし）、 （4）人身傷害保険または搭乗者傷害保険3,000万円/人 ※代車で事故等を起こし、車両の修理等が必要となった場合でも、その期間中の営業補償の支払いは免除とする。	

2 リース期間、配置場所および月間予想走行距離

リース期間	令和8年5月1日～令和15年4月30日（84ヶ月）
配置場所	一般社団法人若狭湾観光連盟 福井県小浜市遠敷1丁目101
台数	1台
月間予想走行距離	約1,000km

3 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその配置場所で引き取りまたは発注者が持ち込み、受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

- (1) 法定点検
- (2) 継続車検整備
- (3) エンジンオイルおよびオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (4) タイヤ交換（夏タイヤ、スタッドレスタイヤ）（必要に応じて）
- (5) タイヤ入替（夏タイヤ⇄スタッドレスタイヤ）（年2回）
- (6) パンク修理（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) バッテリー交換（必要に応じて）
- (8) ブレーキパッド交換（必要に応じて）
- (9) ワイパーブレード等各種消耗品の交換および補充（必要に応じて）
- (10) 故障修理
- (11) 整備代車（事故時を除き、車検、修理で48時間以上の所要が見込まれる場合）
※ 代車は、対人賠償：無制限、対物賠償：500万円（免責なし）以上に加入。
- (12) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

4 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) タイヤの保管
- (4) （一社）若狭湾観光連盟が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (5) 経年劣化等による自動車本体および付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (6) （一社）若狭湾観光連盟の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

5 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の登録に要する費用
- (2) 自動車税（環境性能割）
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険（共済）料
- (5) 自動車税（種別割）
- (6) 3に定めるメンテナンスに要する費用

6 リース料の支払
毎月払い（履行後翌月払い）

7 その他

- (1) 点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 車両内にリース会社名、メンテナンス工場およびそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り公務の支障とならないよう当該車両配置所属の管理担当者と調整すること。
- (5) 点検、整備終了後は、結果報告書を提出すること。
- (6) リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (7) 自動車製造メーカーの責任による瑕疵等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または契約後疑義が生じた場合は、（一社）若狭湾観光連盟と協議のうえ決定するものとする。